

## 第62回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和5年5月17日（水） 10:00～10:40
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<b>委員</b> （五十音順、敬称略） 五十川 直行 稲葉 美由紀 永星 浩一 北坂 尚洋 鳥越 しほり 萩原 香代子 山下 亜紀子  <b>事務局</b> 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 香川 真裕子
議 題	1 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例について（報告） 2 部会の設置について 3 部会に属する委員の指名について

### 開 会

第62回福岡市個人情報保護審議会を開会する。

本日は委員4名が欠席だが、条例第20条で定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。また、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

### 議題1 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例について（報告）

（会 長） 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例について事務局より説明をお願いする。

（事務局） （説明）

（会 長） 今の説明について、質問や意見があればお願いします。

（委 員） （なし）

### 議題2 部会の設置について

（会 長） 条例第22条に基づく部会の設置に伴う、審議会運営要領及び傍聴要領の改正について事務局より説明をお願いします。

（事務局） （説明）

（会 長） 今の説明について、質問や意見があればお願いします。

（委 員） 運営要領第3条の会長の専決事項が削除されている理由は何か。

（事務局） 同条は目的外利用・提供などについての公益上の取扱いに関する専決規定であったが、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは許容されず、法の解釈は個人情報保護委員会が一元的に担うこととされたため、同条を削除している。

（委 員） 運営要領および傍聴要領の施行日はいつになるのか。

（事務局） 本日議決をいただければ即日施行となる。

- (会 長)            その他意見等はないか。  
(委 員)            (なし)  
(会 長)            事務局案のとおり議決する。

### 議題3 部会に属する委員の指名について

- (会 長)            部会の委員については、条例第21条第3項において、「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、審査請求部会、個人情報保護制度部会及び特定個人情報保護評価部会の委員について、私から指名する。

まず、審査請求部会の委員については、あらかじめ4月19日の同部会の開催通知をもって、従前どおり永星委員、大神委員、北坂委員、作間委員、山下委員、私を指名している。

次に、個人情報保護制度部会の委員については、従前どおり永星委員、北坂委員、作間委員、山下委員、私を指名する。

最後に、特定個人情報保護評価部会の委員については、従前どおり永星委員、大神委員、北坂委員、鳥越委員、私を指名する。

- (会 長)            他に質問等はないか。  
(委 員)            (なし)  
(会 長)            それでは以上で、本日の議事を終了する。

**議事終了 閉会**